

会 議 記 録

会議名 民生常任委員会

開催日 令和元年6月18日(火) 開会 午前10時00分

閉会 午前11時42分

出席者 委 員 委員長 古 沢 ちい子

大 浦 兼 政 浅 野 貴 之 内 海まさかず

針 谷 育 造 白 石 幹 男 松 本 喜 一

梅 澤 米 満

議 長 大阿久 岩 人

傍 聴 者 森 戸 雅 孝 小 平 啓 佑 川 上 均

大 谷 好 一 坂 東 一 敏 青 木 一 男

茂 呂 健 市 小久保 かおる 氏 家 晃

入 野 登志子 千 葉 正 弘 永 田 武 志

福 富 善 明 関 口 孫一郎 針 谷 正 夫

小 堀 良 江 中 島 克 訓

事務局職員 事務局長 神 永 和 俊 議事課長 癸生川 亘

副 主 幹 岩 崎 和 隆 主 査 新 村 亜希子

委員会条例第21条の規定に基づき出席を要求した者の職氏名

生活環境部長	橘	唯	弘
保健福祉部長	藤田	正	人
子ども未来部長	高橋	礼	子
保険医療課長	間中	正	幸
福祉総務課長	渡辺	健	一
地域包括ケア推進課長	首長	正	博
子育て支援課長	大豆生田	雅	志
子育て支援課主幹	清水	孝	之
保育課長	小川		稔

令和元年第3回栃木市議会定例会

民生常任委員会議事日程

令和元年6月18日 午前10時開議 全員協議会室

日程第1 議案第56号 栃木市健康福祉センター条例の一部を改正する条例の制定について

日程第2 議案第57号 栃木市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第3 議案第58号 栃木市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について

日程第4 議案第50号 令和元年度栃木市一般会計補正予算（第3号）（所管関係部分）

日程第5 議案第51号 令和元年度栃木市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）

日程第6 議案第52号 令和元年度栃木市介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（第1号）

日程第7 陳情第2号 介護福祉職員処遇を当面4万円引き上げる助成制度の新設を求める意見書の提出を要請する陳情書

◎開会及び開議の宣告

○委員長（古沢ちい子君） ただいまの出席委員は8名で、定足数に達しております。

ただいまから民生常任委員会を開会いたします。

（午前10時00分）

◎諸報告

○委員長（古沢ちい子君） 当常任委員会に付託された案件は、各常任委員会議案等付託区分表のとおりであります。

◎議事日程の報告

○委員長（古沢ちい子君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりでございます。

◎議案第56号の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長（古沢ちい子君） ただいまから議事に入ります。

日程第1、議案第56号 栃木市健康福祉センター条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

当局から説明を求めます。

渡辺課長。

○福祉総務課長（渡辺健一君） 改めまして、おはようございます。

ただいまご上程をいただきました議案第56号 栃木市健康福祉センター条例の一部を改正する条例の制定につきまして、議案書及び議案説明書に基づきご説明申し上げます。

議案書は36ページから44ページ、議案説明書は24ページから41ページであります。

初めに、議案説明書でご説明させていただきますので、恐れ入りますが、24ページをお開きください。議案第56号 栃木市健康福祉センター条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

提案理由であります。栃木市大平健康福祉センターの施設の一部につきましては、栃木市社会福祉協議会がヘルパーステーションとして使用していましたが、ヘルパーステーションが5月末をもって移転したことに伴いまして、当該部分を一般の利用に供するよう見直すものであります。

また、栃木市岩舟健康福祉センターの検診室については、現在まで集団健診のみに使用しておりますが、こちらについても一般の利用に供するよう見直すとともに、あわせて施設全体の維持管理を適切に行うため、施設の利用時間及び休館日を見直すものであります。

また、栃木市北部健康福祉センターについては、現在新築工事を実施しているところであり、令和2年の開館を予定しております。これら大平健康福祉センター及び岩舟健康福祉センターに係る

見直しと北部健康福祉センターの設置に伴い、所要の改正を行う必要が生じたことから、栃木市健康福祉センター条例の一部を改正することにつきまして、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決をいただきたいというものでございます。

参照条文につきましては、説明を省略させていただきます。

改正の概要につきまして、条例改正新旧対照表で説明させていただきますので、26、27ページをお開きください。まず、大平健康福祉センターと岩舟健康福祉センター関係の改正の概要であります。第4条の開館時間及び利用時間についてであります。大平健康福祉センターに研修室2を加えるとともに、既存の研修室を研修室1とするものであります。また、岩舟健康福祉センターについては、検診室（健康相談室を含む）を加えるとともに、利用時間を午前8時30分から午後9時までに統一するものであります。

第5条の休館日についてであります。大平健康福祉センターについては、第4条と同じく研修室2を加えることに伴う改正であります。

28、29ページをお開きください。岩舟健康福祉センターにつきましては、検診室（健康相談室を含む）を加えるとともに、休館日に水曜日、ただしその日が休日に当たる場合は、その翌日を加えるものであります。

次に、別表についてであります。大平健康福祉センターにつきましては、研修室2の使用料を定めるものであります。岩舟健康福祉センターにつきましては、恐れ入りますが、30、31ページをお開きください。検診室（健康相談室を含む）の使用料を定めるとともに、文言の整理を行うものであります。

32、33ページをお開きください。次に、北部健康福祉センター関係の改正の概要であります。第2条につきましては、北部健康福祉センターの名称及び位置を定めるものであります。

第4条につきましては、北部健康福祉センター内の施設の利用時間を定めるものであります。

第5条につきましては、恐れ入りますが、34、35ページをお開きください。北部健康福祉センター内の施設の休館日を定めるものであります。

第11条につきましては、使用料のうち免除しない使用料を定めるものであります。

別表につきましては、恐れ入りますが、36、37ページをお開きください。（1）として、会議室関係の使用料、（2）として浴室関係の使用料を定めるものであります。

恐れ入りますが、38、39ページをお開きください。同じく（3）としてトレーニングルームの使用料、（4）として歩行用プールの使用料、（5）としてトレーニングルームと歩行用プールの両方を利用する場合の使用料を定めるものであります。

続きまして、議案書の説明をさせていただきます。恐れ入りますが、36ページをお開きください。栃木市健康福祉センター条例の一部を改正する条例の制定についてであります。栃木市健康福祉センター条例の一部を改正する条例を制定するというものでございます。

37ページをお開きください。一部改正の条文であります。内容につきましては、先ほど議案説明書にて説明させていただきましたので、省略させていただきます。

恐れ入りますが、44ページをお開きください。附則といたしまして、本条例の第1条、こちらは大平健康福祉センターと岩舟健康福祉センターに係る改正となりますが、施行日を令和元年7月1日とし、第2条、こちらは北部健康福祉センターに係る改正となりますが、施行日を令和2年4月1日とするものであります。

以上で説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（古沢ちい子君） 以上で当局の説明は終わりました。

ただいまから質疑に入ります。

内海委員。

○委員（内海まさかず君） 議案説明書でいくと26、27ページなのですが、第4条の岩舟健康福祉センターの中で、これは会議室等が水曜日は5時15分までであったものを、ほかの開館時間と合わせて午後9時までにするということによろしいのでしょうか。

○委員長（古沢ちい子君） 首長課長。

○地域包括ケア推進課長（首長正博君） まず、整理が必要なのですが、岩舟健康福祉センターにつきましては、現在年末年始以外は全て営業しているという、そういう状況で、その中の水曜日についてのみ社会福祉協議会が中に事務所として入っているという部分のところがございまして、5時までは、いわゆるボランティア室等の貸し出しは行っていたというような、そういう状況になります。それを今回は、基本的には水曜日は完全に休館にしたいという提案が一つございまして。これにつきましては、この建物については、平成15年に建設されまして、建設から15年ほど経過をしております。

近年、修理箇所が非常に増えてきて、修理のために臨時休館を余儀なくされる、そういう部分のところが出てきておりますので、鉄筋コンクリート、耐用年数50年の建物でございまして、基本的に定期的なメンテナンスを行うための休館日を設けたいというところで、これは例えばゆうゆうプラザは月曜日を完全休館にするというようなこと等も含めて行ってきた、そういう対応を今回は行いたいという部分のところがございまして。そのような形で今回の、ちょっとわかりにくいのですが、提案をさせていただいているという内容でございまして。

○委員長（古沢ちい子君） 内海委員。

○委員（内海まさかず君） 条例のほうの附則だと、多分これは7月1日から施行という形になると思うのですが、実を言うと、私は365日というか、年末年始以外全部やっているということさえ知らなかったのですが、でも住民からするならば、週1の休みが増えるということで、行政サービスが下がるという結果になると思うのですが、その周知とかというものはどのようにされているのでしょうか。

○委員長（古沢ちい子君） 首長課長。

○地域包括ケア推進課長（首長正博君） 今、内海委員からありましたように、現実的には、この水曜日を利用していたのは、ほとんどが行政でございます。あるいは社会福祉協議会でございます。一般の利用は昨年度1件しかございませんでした。そのような部分もございますので、休館という形をとりまして、議会の議決を経た後に、周知については、過去に利用した団体、あるいは目につくようなところへの掲示、ホームページ等への公表、それらを行っていくことで対応できるというふうに考えております。

○委員長（古沢ちい子君） 内海委員。

○委員（内海まさかず君） 平日の1日が1件しか使っていなかったということは、平日のほかの日も利用頻度というものは、そんなに高くないという感じですか。

○委員長（古沢ちい子君） 首長課長。

○地域包括ケア推進課長（首長正博君） 決してそんなわけではなくて、やはり水曜日は、内海委員からもございましたように5時までという変則的な開館で、休館というイメージが、もともと住民の方にも強かった部分のところはあろうかなというふうには思っています。それ以外の部分のところは、例えば平成30年度、遊楽々館の利用実績でいきますと、総トータルで年間で1万6,667名の方が利用していますので、利用実績的には毎年伸びていっているというような、そういう状況になっております。

○委員長（古沢ちい子君） よろしいですか。

○委員（内海まさかず君） はい。

○委員長（古沢ちい子君） ほかに。

浅野委員。

○委員（浅野貴之君） ご説明ありがとうございました。議案説明書31ページの遊楽々館についてお伺いをいたします。

検診室が一般の利用ができるようになったということですが、一般利用ができるようになった背景と、どのような方が使われるのか、見込みをお伺いいたします。

○委員長（古沢ちい子君） 首長課長。

○地域包括ケア推進課長（首長正博君） まず、検診室というのは、この遊楽々館の中で223.6平方メートル、非常に大きな会議ができる部屋になっております。このような部分のところが、健診、あるいは行政等が利用する自治会長等の会議、それらの部分のみで果たしていいのかという部分のところを考えますと、やはり休館日を設けることかわりに、きちんと皆様方に利用できる部屋は利用していただくことが望ましいのではないかなというような、そんな観点から、こちらのほうの部屋は貸し出し可能というふうにかえさせていただく予定でおります。

どんな方が対象かというふうな部分のところではありますが、これはなかなか今やっていない状況

ですので、読み切れない部分はございますけれども、類似の大平のゆうゆうプラザ、これの大会議室と中会議室を合わせた状態がほぼこの遊楽々館の部屋と同じ面積になりまして、こちらのほうは、さまざまなサークル活動でも使っておりますし、企業等が研修等でも使っているというような部分がございますので、同じような形態になろうかというふうには考えております。

○委員長（古沢ちい子君） 白石委員。

○委員（白石幹男君） 大平も岩舟も、これは指定管理ですよ。これはどこがやっているのでしょうか。

○委員長（古沢ちい子君） 首長課長。

○地域包括ケア推進課長（首長正博君） 大平につきましては、いすゞビルメンテナンスというところが指定管理者になっております。岩舟の遊楽々館につきましては、宮ビルサービスというところが指定管理者になっております。

○委員長（古沢ちい子君） 白石委員。

○委員（白石幹男君） 今回研修室2というのは、大平はね。岩舟は検診室というのが利用できるよになるわけですが、指定管理料には関係してこないのでしょうか。

○委員長（古沢ちい子君） 首長課長。

○地域包括ケア推進課長（首長正博君） 指定管理料につきましては、今後精査が必要ではございますが、まず想定されることとして、この2施設とも利用料金制をとっておりますので、指定管理者側に収入が増えるという部分のところが出ます。

ただ、それにかわりまして、今度は維持管理をしていくということであれば、清掃等の作業、そういうものも増えてまいりますので、それに伴う支出も出てまいります。そのような部分のところ、現在指定管理者とどのような形の収支状況になるのかという部分のところについて協議をし、当然形態が変わりますので、今結んでいる年度協定を何らかで見直すような、そういう方向になろうかというふうには考えております。

○委員長（古沢ちい子君） 白石委員。

○委員（白石幹男君） 了解しました。続けて違うのをいいですか。

○委員長（古沢ちい子君） はい。

○委員（白石幹男君） 北部健康福祉センターの、今回条例で使用料が提案されているわけですが、これも、これの計算というか、基準というのですか、そこら辺はどのようにやったのでしょうか。

○委員長（古沢ちい子君） 渡辺課長。

○福祉総務課長（渡辺健一君） お答え申し上げます。

今回、北部健康福祉センターの部屋の使用料等については、設定するに当たりましては、類似施設でございます、大平健康福祉センター、ゆうゆうプラザですね、そちらの部屋の規模等を勘案しまして、北部健康福祉センターとして、どうあるべきかということで、使用料等を設定させていただ

いたところでございます。

○委員長（古沢ちい子君） 白石委員。

○委員（白石幹男君） 説明書ですと37ページで、浴室ということで、設定されておりますけれども、ほかの大平、岩舟の浴室よりも料金が低い設定になっているのですけれども、そこら辺の理由というのは何かあるのでしょうか。

○委員長（古沢ちい子君） 渡辺課長。

○福祉総務課長（渡辺健一君） 北部健康福祉センターにつきましては、温泉水を活用するというところから、費用面、ランニングコストなどを考慮しまして、ゆうゆうプラザ等よりは高い料金設定となっております。

以上でございます。

○委員長（古沢ちい子君） 白石委員。

○委員（白石幹男君） 温泉を引いているということで、そのやはりメンテナンス的には、やはり変わってくるということでしょうか。

○委員長（古沢ちい子君） 渡辺課長。

○福祉総務課長（渡辺健一君） メンテナンス費用もそれ相当かかるのですが、一番大きな要因としては、温泉水を地元の民間業者から購入するというのがございまして、そちらの温泉水の購入費用等がある程度浴室の使用料に転嫁せざるを得ないということでの料金設定になっております。

以上でございます。

○委員長（古沢ちい子君） ほかはいかがでしょうか。

針谷委員。

○委員（針谷育造君） 要望も含めてなのですけれども、遊楽々館の管理の指定管理者にいろいろ地域の方から要望があったときに、2回ばかり言われたことは、指定料が安いものですから、これ以上対応できないというような、それは指定料ということで、決まっているものですからというようなことを伺ったことがあるのです。実際問題、樹木等の手入れしたものを裏に高々と積んでおいたというようなこともあって、地元の人に見れば、イノシシも出てくるから、片づけてください。片づいたようでございますけれども、指導のほう、要望ということで、指定管理者には指導は適切に行っていただきたい。要望です。

○委員長（古沢ちい子君） ほかはいかがですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（古沢ちい子君） ないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

ただいまから討論に入ります。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

○委員長（古沢ちい子君） 討論省略の声がありますが、討論を省略することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（古沢ちい子君） ご異議なしと認め、討論を省略することに決定いたしました。

ただいまから議案第56号を採決いたします。

本案は原案を可決すべきものとするにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（古沢ちい子君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第56号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

◎議案第57号の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長（古沢ちい子君） 次に、日程第2、議案第57号 栃木市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

当局から説明を求めます。

渡辺課長。

○福祉総務課長（渡辺健一君） ただいまご上程をいただきました議案第57号 栃木市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の制定につきまして、議案書及び議案説明書に基づきご説明申し上げます。

議案書は45ページから47ページ、議案説明書は42ページから45ページであります。

初めに、議案説明書でご説明させていただきますので、恐れ入りますが、42ページをお開きください。

議案第57号 栃木市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。提案理由であります。災害弔慰金の支給等に関する法律の一部改正及び災害弔慰金の支給等に関する法律施行令の一部改正に伴い、所要の改正を行う必要が生じたため、栃木市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正することにつきまして、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決をいただきたいというものでございます。

参照条文につきましては、説明を省略させていただきます。

改正の概要についてであります。44、45ページの条例改正新旧対照表をお開きください。まず、第14条の改正についてであります。改正前の災害弔慰金の支給等に関する法律施行令においては、連帯保証人を必ず立てることとされておりましたが、今般の改正により、連帯保証人を付すかどうかは市町村が判断することとされました。

このことを受け、条例第14条第1項の改正案のとおり、災害援護資金の貸し付けを受けようとする者は連帯保証人を立てることができる旨の規定を追加するものであります。また、災害援護資金の利率は、現行においては据え置き期間中は無利子、据え置き期間経過後は延滞の場合を除き年3

%となっておりますが、改正案の第14条第2項では、それを連帯保証人を立てる場合は無利子とし、連帯保証人を立てない場合は年1.5%とするものであります。

また、改正案の第14条第3項については、改正前の災害弔慰金の支給等に関する法律施行令で規定されていた内容を条例で定めるものであります。

次に、第15条の改正についてであります。第1項については、償還方法に半年賦償還と月賦償還を追加するものであります。第3項については、災害弔慰金の支給等に関する法律施行令から保証人に関する規定が削除されたことに伴い、引用条項の整理を行うものであります。

続きまして、議案書の説明をさせていただきます。恐れ入りますが、45ページをお開きください。栃木市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。栃木市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例を制定するというものでございます。

46ページをお開きください。一部改正条文でありまして、改正の内容の説明につきましては、先ほど議案説明書にて説明させていただきましたので、省略をさせていただきます。

附則についてであります。本条例の施行日は、公布の日とするものであります。また、経過措置といたしまして、改正後の第14条及び第15条第3項の規定は、平成31年4月1日以後に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸し付けについて適用し、同日前に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸し付けについては、なお従前の例によることとしております。

以上で説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（古沢ちい子君） 以上で当局の説明は終わりました。

ただいまから質疑に入ります。

内海委員。

○委員（内海まさかず君） 議案書でいくと46ページですけれども、災害弔慰金、これは貸し付けではないと思うのですが、災害援護資金というものの、内容と実績というものがありますでしょうか、内容を教えてください。そして、実績というものはあるでしょうか。

○委員長（古沢ちい子君） 渡辺課長。

○福祉総務課長（渡辺健一君） お答え申し上げます。

災害援護資金につきましては、未曾有の自然災害等が発生したような場合に災害の貸し付けを行うものでございまして、直近では記憶に新しいところでございますが、平成27年9月の豪雨災害のときに、この貸付制度を適用させていただきました。そのとき5件の貸し付けがございました。それで、現在1件の方は繰上償還が済んでおりまして、現在4件の貸し付けがございまして、金額につきましては、償還残額600万円でございます。

以上でございます。

○委員長（古沢ちい子君） 内海委員。

○委員（内海まさかず君） これは災害援護資金を受けるため、災害というものは激震だとか、激甚だとかという災害を受けたときに、これが指定されるというか、これを受けることができるのか、そういうような条件とかというのがあるのでしょうか。

○委員長（古沢ちい子君） 渡辺課長。

○福祉総務課長（渡辺健一君） いわゆる災害援助法が適用された自然災害、こういったケースにおいて、この災害援護資金の貸し付けが適用となります。

以上です。

○委員長（古沢ちい子君） 内海委員。

○委員（内海まさかず君） それと、先ほどの説明の中で、今回は連帯保証人を立てるか、立てないかというものは、市町村で決めるというふうな説明があったのですが、栃木市はどのような方向でいこうと思っているのでしょうか。

○委員長（古沢ちい子君） 渡辺課長。

○福祉総務課長（渡辺健一君） お答え申し上げます。

今回の条例改正の中で、先ほど説明させていただいたところではあるのですが、連帯保証人をつけない場合、つけない場合というのは、なかなか連帯保証人をつけられない方もいらっしゃいますので、その場合には年1.5%の貸付利率というふうになります。また、連帯保証人をつけられる方については、無利子という形での貸し付けというふうになります。そのように条例改正をしたところでございます。

○委員長（古沢ちい子君） よろしいですか。

○委員（内海まさかず君） はい。

○委員長（古沢ちい子君） ほかいかがでしょうか。

針谷委員。

○委員（針谷育造君） 3%を1.5%にしたという根拠となるものは、ほかの税条例とか、相当あるかと思いますが、この根拠というものは、どんなものを根拠にしたのでしょうか。

○委員長（古沢ちい子君） 渡辺課長。

○福祉総務課長（渡辺健一君） これは3.11、2011年3月11日に発生しました東日本大震災ですね、あのときに貸し付けを1.5%で実施したというふうな経過がございます。それを参考にしまして、今回連帯保証人がつけられない方については1.5%の利率での設定というふうにさせていただいたところでございます。

○委員長（古沢ちい子君） 白石委員。

○委員（白石幹男君） 同じようなことだったのですけれども、1.5%、これはほかの自治体というか、全国的にこういう状況なのでしょうか。

○委員長（古沢ちい子君） 渡辺課長。

○福祉総務課長（渡辺健一君） 少々お待ちください、資料をちょっと用意します。身近なところ、栃木県内における状況でございますが、今回栃木市と同様に連帯保証人がある場合は無利子、連帯保証人がない場合は貸付利率1.5%ということでやっておる市町村が、順番に申し上げますと、宇都宮市、佐野市、小山市、上三川町、壬生町、野木町、塩谷町、高根沢町、那珂川町、以上の自治体になります。9市町になります。

以上でございます。

○委員長（古沢ちい子君） よろしいですか。

○委員（白石幹男君） はい。

○委員長（古沢ちい子君） ほかいかがですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（古沢ちい子君） ないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

ただいまから討論に入ります。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

○委員長（古沢ちい子君） 討論省略の声がありますが、討論を省略することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（古沢ちい子君） ご異議なしと認め、討論を省略することに決定いたしました。

ただいまから議案第57号を採決いたします。

本案は原案を可決すべきものとするにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（古沢ちい子君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第57号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

◎議案第58号の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長（古沢ちい子君） 次に、日程第3、議案第58号 栃木市介護保険条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

当局から説明を求めます。

首長課長。

○地域包括ケア推進課長（首長正博君） ただいまご上程いただきました議案第58号 栃木市介護保険条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。

議案書につきましては48ページから49ページ、議案説明書は46ページから49ページであります。

初めに、議案説明書からご説明申し上げますので、議案説明書の46ページをお開き願います。

提案理由であります。介護保険法施行令の一部改正に伴い、所要の改正を行う必要が生じたため、栃木市介護保険条例の一部を改正することについて議会の議決を求めるものであります。

改正の概要でございますが、10月からの消費税率の改定に伴い、平成31年度における介護保険法施行令第39条第1項第1号から第3号に掲げる低所得者の保険料率を軽減すること及び引用条項を定めるものであります。

参照条文につきましては、説明を省略させていただきます。

48ページ、49ページをお開きください。改正する条例の内容については、新旧対照表でご説明いたします。第3条が保険料率を定めたもので、本市は所得段階別12段階の保険料としており、第1項において、その額を定めております。第2項におきまして、第1段階の低所得者の平成31年度の保険料を2万5,200円に減額することを規定し、同様に第3項で、第2段階の方の保険料を3万5,280円、第4項で、第3段階の保険料を4万8,720円に減額するものとする事及び第14条の引用条項に誤りがありましたので、訂正するという改正でございます。

以上で新旧対照表の説明を終わります。

次に、議案書についてご説明いたしますので、恐れ入りますが、議案書の48ページをお開き願います。このページは、条例改正の制定文で、議案第58号 栃木市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について、栃木市介護保険条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとするというものであります。

次の49ページの改め文の内容は、新旧対照表で説明いたしましたので、説明を省略させていただきます。

下段の附則であります。この条例は公布の日から施行するものであり、適用区分といたしまして、改正後の規定は平成31年度以降の年度分の介護保険料について適用し、平成30年度分までの介護保険料については、なお従前の例によるというものでございます。

以上で議案第58号の説明を終わります。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○委員長（古沢ちい子君） 以上で当局の説明は終わりました。

ただいまから質疑に入ります。

白石委員。

○委員（白石幹男君） 平成31年度に限り、こういった保険料が軽減されるわけですが、既に65歳、第1号被保険者は年金から天引きされているわけですが、そこら辺の調整というのはどういふふうにするわけですか。

○委員長（古沢ちい子君） 首長課長。

○地域包括ケア推進課長（首長正博君） まず、今回の第1段階から第3段階までの対象者でございますが、合計で1万2,804人おります。そして、これらの方々の大部分が、今、白石委員からございましたように年金からの天引き、特別徴収ということになりますが、介護保険料の徴収方法につきましては、仮徴収と本徴収というものがございまして、年度の保険料を最初の段階は前年度をベースにした仮徴収で、そして税額等が確定してから本徴収で徴収する形になります。8月に本徴収

の通知を出す形になりまして、この後、本徴収が出てまいりますので、差額につきましては、この本徴収で調整をさせていただいて、年額が合うような形での徴収方法をとらせていただく予定でございます。

○委員長（古沢ちい子君） 白石委員。

○委員（白石幹男君） 仮徴収で徴収しておいて、後で調整するというので、そこら辺は大丈夫だと思うのですが、今回は安くなるわけですから、多目に仮徴収していたと、減額になると思うのですが、よく我々のところに相談があるのは、本徴収になって、条例とはちょっと関係ないのですが、ばんっと介護保険料が上がったのだけれども、どうなのだというようなありまして、そこら辺の市民はよくわかっていないというところがあるのですが、そこら辺やはり制度的に説明をもっとする必要があるのではないかなと思うのですが、いかがでしょうか。

○委員長（古沢ちい子君） 首長課長。

○地域包括ケア推進課長（首長正博君） おっしゃるとおり65歳以上の方の保険料は、いわゆる前年の収入等に対してかかってまいりますので、それを本徴収の段階で、きちんと申告等を経た上で確定をして、それで額が変わってくるということになります。前年、何らかの部分で収入が増えた方については、本徴収で大きく金額が上がるという方もいらっしゃるという部分のところがございます。

これらの制度の仕組みにつきましては、徴収の通知の中に制度の仕組みの案内のパンフレット等を入れておいたり、あるいは我々のほうでも出前講座等を頻繁に行う中でPR等に努めておりますが、まだまだ今言ったような部分のところのご理解が進んでいないということであれば、さらにいろいろな方法を使いながら、この制度の概要について周知を図ってまいりたいというふうに考えております。

○委員長（古沢ちい子君） 内海委員。

○委員（内海まさかず君） 安くなることは、いいことだとは思いますが、これが財政に与える影響というものはどの程度なのでしょうか。

○委員長（古沢ちい子君） 首長課長。

○地域包括ケア推進課長（首長正博君） この件につきましては、今回の減額で保険料全体が、栃木市において幾ら下がるかといいますと、約9,000万円ほど下がる形になります。この9,000万円の部分のところを国のほうから50%、県から25%、市が25%という形で負担をしていく形になりますので、市のほうの負担の部分のところにつきましては、約2,300万円ぐらい、それぐらいの金額というものが市の一般会計からの繰り出しというような形になります。

○委員長（古沢ちい子君） 内海委員。

○委員（内海まさかず君） 平成31年度の保険料はということなので、平成32年度はもとに戻すということでしょうか。

○委員長（古沢ちい子君） 首長課長。

○地域包括ケア推進課長（首長正博君） 実は、この制度は、先ほども申し上げましたように消費税率の改定に伴う部分のところの減額でございますので、今年、いわゆる平成31年、令和元年度は10月からの施行で、半期分だけ減額になるという形になります。そのため平成32年、令和2年度分につきましては、今度は丸々その分が減額になるという部分がございますので、改めて3月の議会で、その部分のところの減額についての条例改正は提案をさせていただく予定でございます。

○委員長（古沢ちい子君） 内海委員。

○委員（内海まさかず君） 保険料率というのは3年ごとに変わっていきますよね。今回は消費税があるから半期分は下げますということで、来年度もそのベースでいきますということでよろしいのですか。では、上がるのは、次の改定期期になるのかなというふうに、上がるか上がらないか、今の時点ではわからないということですよ。

○委員長（古沢ちい子君） 首長課長。

○地域包括ケア推進課長（首長正博君） おっしゃるとおりで、国の制度として現在この消費税率改定に伴う減額というものは行っておりますので、私どもは来年度以降も続くというふうな、そういう部分のところでは考えております。その部分のところというもの、ただ今後の動向がどうなっていくかという部分は注視をしていく、そういう必要性はあるかなというふうには思っております。

○委員長（古沢ちい子君） よろしいですか。

○委員（内海まさかず君） はい。

○委員長（古沢ちい子君） ほかいかがでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（古沢ちい子君） ないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

ただいまから討論に入ります。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

○委員長（古沢ちい子君） 討論省略の声がありますが、討論を省略することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（古沢ちい子君） ご異議なしと認め、討論を省略することに決定いたしました。

ただいまから議案第58号を採決いたします。

本案は原案を可決すべきものとすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（古沢ちい子君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第58号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

◎議案第50号の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長（古沢ちい子君） 次に、日程第4、議案第50号 令和元年度栃木市一般会計補正予算（第3号）の所管関係部分を議題といたします。

当局から説明を求めます。

なお、説明欄に記載されております金額については、読み上げを省略していただいて結構です。
渡辺課長。

○福祉総務課長（渡辺健一君） ただいまご上程いただきました令和元年度栃木市一般会計補正予算（第3号）の所管関係部分につきましてご説明申し上げます。

まず、歳出につきましてご説明申し上げますので、補正予算書の32、33ページをお開きください。
3款1項3目高齢福祉総務費、補正額1,250万5,000円の増額であります。説明欄1行目、介護保険特別会計繰出金につきましては、消費税率改定に伴う保険料の減額に伴い、介護保険特別会計繰出金を増額するものであります。

次の老人福祉センター団体送迎バス運行事業費につきましては、4月の人事異動により、管財課所管の運転手が減員となったことから、運行繁忙期の対応のために直営で対応できない部分の臨時的な対応をバス事業者に業務委託するための委託料を増額するものであります。

34、35ページをお開きください。2項1目児童福祉総務費、補正額2億2,635万2,000円の減額であります。説明欄2行目、学童保育事業費につきましては、放課後児童健全育成事業補助金の基準額の改定及び利用児童数の増加に伴い、施設を増設したことにより、放課後児童健全育成事業委託料に不足が生じるため、増額するものであります。

次の保育課一般経常事務費につきましては、幼児教育・保育の無償化に伴い、増加する事務処理のために任用する臨時職員賃金や説明会資料作成のための消耗品等購入費であります。

次の保育料事務費につきましては、幼児教育・保育の無償化に伴うシステム改修費であります。

次の特定教育・保育施設等施設型給付費につきましては、幼児教育・保育の無償化に伴い、加算して給付する保育料と副食費免除の加算分を増額するものであります。

次の子育てのための施設等利用給付費につきましては、幼児教育・保育の無償化に伴い、新たに設けられた給付費で、保育を必要とするが、認可保育施設へ入園できない児童が利用した認可外保育施設等の利用料を償還払いするものであります。

次に、2目児童措置費、補正額361万1,000円の増額であります。説明欄、児童扶養手当支給費につきましては、本年10月からの消費税率引き上げに際し、子供の貧困に対応するための臨時特別措置として未婚の児童扶養手当受給者1人に対し、1万7,500円を支給するための経費について増額するものであります。

次に、4目児童福祉施設費、補正額12万5,000円の増額であります。説明欄、大平児童館管理運営委託費につきましては、本年10月からの消費税率引き上げに伴う不足分を増額するものであります。

以上で歳出の所管関係部分の説明を終わらせていただきます。

続きまして、歳入の所管関係部分につきましてご説明申し上げますので、22、23ページをお開きください。13款1項2目2節児童福祉費負担金につきましては9,329万2,000円の減額であります。説明欄1行目、保育所児童保育費負担金につきましては、本年10月から実施される幼児教育・保育の無償化による公立、民間保育園の2号認定児童の保育料の減収分の減額でありまして、次の民間保育所等児童保育費負担金及び4行目の市外受託児童利用者負担金につきましても同様の理由による減額であります。

説明欄3行目の保育所受託児童保育費負担金につきましては、本年10月以降、公立保育園が受託している市外在住児童の保育費負担金に、無償化により保護者が負担しなくなった保育料分が加算されて納付されるため増額するものであります。

次に、14款1項2目3節認定こども園使用料につきましては、132万2,000円の減額であります。説明欄、私立認定こども園使用料につきましては、本年10月から実施される幼児教育・保育の無償化による認定西方なかよしこども園の1号認定児童の保育料の減収分の減額であります。

次に、15款1項1目1節社会福祉費負担金につきましては535万1,000円の増額であります。説明欄、低所得者保険料軽減負担金につきましては、消費税率改定による低所得者保険料の減額に伴う国からの低所得者保険料軽減負担金の額が確定したことによる増額であります。

24、25ページをお開きください。15款2項2目2節児童福祉費補助金につきましては2億3,005万8,000円の増額であります。説明欄1行目、母子家庭等対策総合支援事業費補助金につきましては、未婚の児童扶養手当受給者への臨時給付事業における国庫補助が見込まれるため増額するものであります。

次の子ども・子育て支援交付金につきましては、放課後児童健全育成事業の運営に対する国庫補助金を増額するものであります。

次の特定教育・保育施設等施設型給付費交付金につきましては、幼児教育・保育の無償化に伴い、民間の認定こども園等の給付費に加算される保育料と副食費免除分の国庫補助金分を増額するものであります。

次の子ども・子育て支援事業費補助金につきましては、幼児教育・保育の無償化に伴うシステム改修費と事務費が国庫補助となるため増額するものであります。

次の子育てのための施設等利用給付交付金につきましては、幼児教育・保育の無償化に伴い、新たに設けられた認可外保育施設等利用給付費の国庫補助分を増額するものであります。

26、27ページをお開きください。16款1項1目1節社会福祉費負担金につきましては、267万6,000円の増額であります。説明欄、低所得者保険料軽減負担金につきましては、消費税率改定による低所得者保険料の減額に伴う県からの低所得者保険料軽減負担金の額が確定したことによる増額であります。

次に、2項2目2節児童福祉費補助金につきましては445万2,000円の増額であります。説明欄、子ども・子育て支援交付金（子育て支援課）につきましては、放課後児童健全育成事業の運営に対する県補助金を増額するものであります。

28、29ページをお開きください。21款5項4目2節雑入につきましては1,798万9,000円の増額であります。説明欄2行目、保育所児童給食費（保育課）につきましては、幼児教育・保育の無償化に伴い、実費徴収となる副食費、いわゆるおかず代を受け入れる科目を設定し、増額するものであります。

次の認定西方なかよしこども園職員給食費等（保育課）につきましては、当初予算では1号認定児童と職員の給食費を合算して計上しておりましたが、2号認定児童の給食費実費徴収に伴い、児童分の給食費が明確化されるよう1号児童分を保育所児童給食費（保育課）へつけかえたための減額であります。

以上で歳入の所管関係部分の説明を終わらせていただきます。

続きまして、第2表、債務負担行為補正（追加）の所管関係部分につきましてご説明申し上げますので、恐れ入りますが、6ページをお開きください。

1段目の令和元年度大平児童館管理運営委託平成29年度分につきましては、本年10月からの消費税率引き上げに伴う不足分を増額するものであります。

以上をもちまして、議案第50号 令和元年度栃木市一般会計補正予算（第3号）の所管関係部分についての説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いたします。

○委員長（古沢ちい子君） 以上で当局の説明は終わりました。

お諮りいたします。本案については、歳入歳出等を一括して審査いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（古沢ちい子君） ご異議なしと認め、そのように決定いたします。

ただいまから歳入歳出等を一括した審議に入ります。

なお、質疑に際しましては、一問一答の方法で、ページ数もお知らせ願います。

内海委員。

○委員（内海まさかず君） まず、歳出のほうからいきます。33ページなのですが、老人福祉センター団体送迎バス運行費ということで、管財課の職員がいなくなったので、事業者に委託をするということなのですが、市内の老人福祉センター、長寿園、泉寿園とか、たしか指定管理を受けるときにバスを運行できる体制をとるという項目があったと思うのですが、だからこれは指定管理者がやるのではないのかなと思うのですが、これは市がやることなのでしょうか。

○委員長（古沢ちい子君） 首長課長。

○地域包括ケア推進課長（首長正博君） この老人福祉センターの送迎につきましては、市の事業と

して指定管理には含んでおりません。そのため、従前それぞれの施設で行ってきた送迎というものは、逆に中止をしていただきまして、市のほうの、この事業の中で統一化を図っているというような、そういう状況でございます。

○委員長（古沢ちい子君） 内海委員。

○委員（内海まさかず君） そうか、老人福祉センターということか。例えば渡良瀬の里とかというものに関しては、指定管理者がやらなければいけなかったと思うのですが、そういう違いがあるということですか。

○委員長（古沢ちい子君） 首長課長。

○地域包括ケア推進課長（首長正博君） いえ。渡良瀬の里であるとか、遊楽々館とか、そういう場所につきましても基本的には団体送迎を行うのは、市の事業という部分のところで行っておりますので、それぞれの事業者が送迎を行うというようなことは指定管理の項目の中には含んでおりません。もしかすると、強いて挙げれば西方ふれあいプラザというのが、西方地域の虚弱の高齢者の、いわゆるデイサービスに行く手前ぐらいの方の業務を行っている部分のところがありますので、そちらのほうは指定管理料とは別に指定管理を受託している事業所のほうに、いわゆる送迎という部分のところをお願いしているのです、そのことを触れられているのかなとは考えております。

○委員長（古沢ちい子君） よろしいですか。

○委員（内海まさかず君） はい。

○委員長（古沢ちい子君） 松本委員。

○委員（松本喜一君） 35ページ、学童保育事業なのですけれども、学童保育が増えたために、どこかの施設を増やしたのでしょうか。

○委員長（古沢ちい子君） 大豆生田子育て支援課長。

○子育て支援課長（大豆生田雅志君） 施設を増やしたということですが、2カ所ございまして、1カ所目が国府北小学校、これは施設を増やしたというのは、学校利用をさせていただいておりますが、教室を新たに1部屋お借りしたということございまして、同じように大宮南小学校も教室を増やして1カ所だったのが2カ所になったという、それぞれ教室を増やしたということございまして。

○委員長（古沢ちい子君） 松本委員。

○委員（松本喜一君） 人数は国府北小と南小、何人ぐらい増えたのでしょうか。

○委員長（古沢ちい子君） 大豆生田課長。

○子育て支援課長（大豆生田雅志君） 増加と申しますか、国府北小学校が67名ということで、大宮南小学校が49名ということございまして、理想とすれば40名以内ということがございまして、部屋を新たに借りられたということで、増やしたということございまして。

○委員長（古沢ちい子君） 松本委員。

○委員（松本喜一君） この両方とも場所は公設で、指導するほうは民営なのでしょうけれども、先生方の対応は間に合うのでしょうか。

○委員長（古沢ちい子君） 大豆生田課長。

○子育て支援課長（大豆生田雅志君） そのあたりにつきましては、公設民営ということで、受託されている業者さんが、事業者さんが人を募集してやられているということでございまして、特に問題は無いというふうに考えております。

○委員長（古沢ちい子君） ほかはいかがですか。

白石委員。

○委員（白石幹男君） 35ページで、幼児教育・保育の無償化ということで、大きな補正になっているわけですが、一つ一つ数値を聞いてもよくわからないのですが、この間の議員研究会で、6月7日に説明がありましたけれども、大まかに言って、どういった保護者というか、子供にとってどういったことになるのか、伺います。

○委員長（古沢ちい子君） 小川課長。

○保育課長（小川 稔君） それでは、お答えいたします。

今回10月1日から基本的には3歳以上のお子さんの保育料が無償化になります。そのほか、認可外の施設、こちらが新たに事業になったということでの、子育てのための施設等利用給付費になるわけなのですが、そちらを利用している方のうち保育の必要性がある方、その方についての利用料が一定の限度額のもと、償還払いにより給付費が支払われるというような状況となっております。

なお、3歳以上のお子さんということでの保育園、幼稚園の対象者をお話ししたところなのですが、少し細かい部分でいきますと、幼稚園については、ちょうど3歳児クラスということで、その年齢が一斉に無償化になりますが、保育園においては、3歳の誕生日を迎えた後の最初の3月31日を過ぎた翌日、要は3歳児クラスになったときに一斉になるといったような、ちょっと差がありますので、そこだけちょっとご注意ください。基本的には3歳以上が対象ということで、ご理解いただければと思います。あわせて、これまで減免をしていたゼロ、1、2歳児の方についても、一応この無償化の対象になるというようなくくりとなっております。

以上です。

○委員長（古沢ちい子君） 白石委員。

○委員（白石幹男君） 保育料が無償になったかわりに副食費というか、給食費が出てくるということで、この間の説明ですと、5,000円の給食費ですかね、なるわけですが、これによって逆に負担が増える保護者というか、はどのくらいいるのでしょうか。

○委員長（古沢ちい子君） 小川課長。

○保育課長（小川 稔君） 副食費につきましては、国のほうでは4,500円という数字を出していた

だいているところですが、栃木市においては、研究会でも少しお話を差し上げたところですが、保育料の第2子減免の関係で、保育料が半分になったときに、若干4,500円では、やはり新たな負担が生じてしまうという方がいらっしゃいました。そういった部分を解消するために5,000円にすることによりまして、基本的には保育料が無償化になって、新たに負担増となるような方はいらっしゃらないように整理をさせていただいたところです。

○委員長（古沢ちい子君） 白石委員。

○委員（白石幹男君） 国では4,500円で、栃木市では5,000円を徴収するということですね。そうすると、ちょっと説明が、500円、国よりも負担が多いということなのだけれども、逆に負担が増える人はいないというようなことなのだけれども、そこら辺ちょっと理解が、もうちょい説明していただきたいのですけれども。

○委員長（古沢ちい子君） 小川課長。

○保育課長（小川 稔君） 済みません、ちょっとわかりづらくて。保育料の第2子減免に伴いまして、一部の方、要は所得階層でいくと減免する方になるのですけれども、その方について4,950円になる方がいらっしゃいます。第2子減免で保育料が2分の1。そこで、限度額5,000円で設定したときに、50円のわずかな、済みません。4,500円ですと、その保育料の差分が増えるわけなので、5,000円に上限額を設定することによって、その50円部分の負担を免除するという考え方で5,000円に設定しておりますので……

〔何事か呼ぶ者あり〕

○保育課長（小川 稔君） 済みません。

○委員長（古沢ちい子君） 白石委員。

○委員（白石幹男君） 結局4,950円ということは、そこは免除になるということによろしいのですか。

○委員長（古沢ちい子君） 小川課長。

○保育課長（小川 稔君） 済みません。ちょっとわかりづらいところがありまして、申しわけなかったのですけれども、4,950円の2分の1の保育料になっている方が、要は4,500円の金額で今後保育料になったときに、若干の負担が出てくるような状況が減免者において発生してしまいます。そのようなことから、上限額を5,000円にして、保育料を上回るような設定をすることによって、その50円、わずかなのですけれども、その軽減が図られるというふうな状況です。

○委員長（古沢ちい子君） よろしいでしょうか。

〔何事か呼ぶ者あり〕

○委員長（古沢ちい子君） 白石委員。

○委員（白石幹男君） 最終的には、今回の改正によって負担が増える人はいないということによろしいのでしょうか。

○委員長（古沢ちい子君） 小川課長。

○保育課長（小川 稔君） おっしゃるとおり負担が発生することのないように整理をさせていただいているところです。

○委員長（古沢ちい子君） ほかいかがでしょうか。

内海委員。

○委員（内海まさかず君） この消費税を上げることによって、幼児保育の無料化というところで、結構制度が変わってきて、ちょっと我々も理解できていない部分があるので、これは1回、どういうふうになっていくのかというのは、整理していただければなと思うのですけれども、ぜひこれはお願いしたいのですが。

○委員長（古沢ちい子君） 要望で。

○委員（内海まさかず君） はい。

○委員長（古沢ちい子君） 担当課に。

○委員（内海まさかず君） はい。お願いしたいと思います。

25ページかな、その前に23ページに行きます。15款国庫支出金の低所得者保険料負担というのと、27ページの県の負担金のところでも低所得者保険料負担金という形で出てきているのですけれども、聞いていると、保険料、保険料って、何の保険料だろうと。恐らく介護保険だろうと、連動しているからとは思っているのですけれども、この保険料というものは何なのでしょう。

○委員長（古沢ちい子君） 首長課長。

○地域包括ケア推進課長（首長正博君） 委員のおっしゃるとおり介護保険料でありまして、ここの額が、先ほど議案のときに説明した金額と違うではないかという部分のところというのものもあるかと思っておりますけれども、当初である程度見込んでいた部分のところがあって、今回減免額の部分のところ確定をしたということで、当初から確定した部分のところの差を6月で補正させていただきたいという、そういう提案でございます。

○委員長（古沢ちい子君） 内海委員。

○委員（内海まさかず君） ということですね、わかりました。

では、今度は25ページのほうで、15款国庫支出金、国庫補助金の中で母子家庭等対策総合支援事業ということで、新しくできたということなのですが、支出のほうでも児童扶養手当の部分に当たってくるのかなと思うのですけれども、ちょっと説明のほうをお願いします。

○委員長（古沢ちい子君） 清水子育て支援課主幹。

○子育て支援課主幹（清水孝之君） これは児童扶養手当の支給者の中で未婚のひとり親の方に対して2019年度に臨時特別の措置として1万7,500円の給付金を給付するというものでございます。これは消費税対策でもあるかと思っております。

○委員長（古沢ちい子君） 内海委員。

○委員（内海まさかず君）　きのう総務のほうで条例の制定をしたと思うのですけれども、あれは何だったっけ、市税のやつかな。それも同じことだろうなと思ったのですけれども、そのときにはよくわからなかったのです、実を言うと。それで、自分のところでもあるから聞いてみようと思ったのですけれども、30年ではなく、29年、ごめんなさい。もう一度制度の概要を教えてください。

○委員長（古沢ちい子君）　清水主幹。

○子育て支援課主幹（清水孝之君）　これは平成31年度、今年度の特別対策に当たるものでございまして、消費増税の対策に当たりまして、貧困のある家庭というか、要は児童扶養手当の受給者の方のうちの未婚のひとり親の方に対して特別に給付金を給付するというものでございます。

○委員長（古沢ちい子君）　内海委員。

○委員（内海まさかず君）　きのう市税条例を改定したのですけれども、それとは関係ないと。ただ、消費税対策として一部の方に給付をするというものなのでしょうか。

○委員長（古沢ちい子君）　清水主幹。

○子育て支援課主幹（清水孝之君）　済みません。ちょっと税条例のほうは、私もあれなのですが、恐らくこれは寡婦控除の関係の住民税の減額措置というか、が関係してくるかと思うのですけれども、これは寡婦控除のうち住民税は多分減額になって、控除の対象になったかと思うのですが、所得税のほうに対しての控除がまだ整理されていないということで、その所得税分の控除に対する、控除ができない方に対する給付金というような位置づけになるかと思っております。

○委員長（古沢ちい子君）　よろしいですか。

○委員（内海まさかず君）　はい。

○委員長（古沢ちい子君）　ほかいかがでしょうか。

〔「委員長」と呼ぶ者あり〕

○委員長（古沢ちい子君）　大豆生田子育て支援課長。

○子育て支援課長（大豆生田雅志君）　済みません。先ほど松本喜一委員から質問がありました、学童保育のことで、少し誤った説明をしてしまいましたので、訂正をお願いいたします。

国府北小の学童保育67名を2クラスにしたというご説明をさせていただきましたけれども、それが間違いで、111名を、2クラスだったものを3クラスにしたということで、申しわけありませんが、訂正をお願いいたします。

〔何事か呼ぶ者あり〕

○子育て支援課長（大豆生田雅志君）　大宮南小は変わりません。

○委員長（古沢ちい子君）　了解しました。

ほか大丈夫ですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（古沢ちい子君）　ないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

ただいまから討論に入ります。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

○委員長（古沢ちい子君） 討論省略の声がありますが、討論を省略することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（古沢ちい子君） ご異議なしと認め、討論を省略することに決定いたしました。

ただいまから議案第50号の所管関係部分を採決いたします。

本案は原案を可決すべきものとするにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（古沢ちい子君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第50号の所管関係部分は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

ここで、議事の終了した執行部の皆様はご退席していただいて結構です。大変にご苦労さまでした。

〔執行部退席〕

○委員長（古沢ちい子君） あわせて、ここで暫時休憩をしていきたいと思えます。

（午前11時11分）

○委員長（古沢ちい子君） 休憩前に引き続き会議を続けます。

（午前11時20分）

◎議案第51号の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長（古沢ちい子君） 次に、日程第5、議案第51号 令和元年度栃木市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

当局から説明を求めます。

なお、説明欄に記載されております金額については、読み上げを省略していただいて結構でございます。

間中課長。

○保険医療課長（間中正幸君） ただいまご上程をいただきました議案第51号 令和元年度栃木市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）につきましてご説明申し上げますので、補正予算書の7ページをお開きください。

元号を改める政令（平成31年政令第143号）の施行に伴い、施行日以降は「平成31年度栃木市国民健康保険特別会計予算」の名称を「令和元年度栃木市国民健康保険特別会計予算」とし、予算書における年度表記については、「平成31年度」を「令和元年度」と読みかえるものとし、平成32年度以降も同様とする。

令和元年度栃木市の国民健康保険特別会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによるというものであります。

歳入歳出予算の補正は、第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ2,055万9,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ181億2,479万6,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表、歳入歳出予算補正によるというものであります。

それでは、補正予算の内容につきまして歳出からご説明いたしますので、66ページ、67ページをお開きください。3款1項1目一般被保険者医療給付費分、補正額4,548万8,000円の減額であります。説明欄、一般被保険者医療給付費分国保事業費納付金につきましては、納付金の額が確定いたしましたので、確定額に合わせまして補正減するものであります。

3款1項2目退職被保険者等医療給付費分、補正額602万8,000円の減額であります。説明欄、退職被保険者等医療給付費分国保事業費納付金につきましては、納付金の確定額に合わせまして、補正減するものであります。

68ページ、69ページをお開きください。3款2項1目一般被保険者後期高齢者支援金等分、補正額1,297万9,000円の減額であります。説明欄、一般被保険者後期高齢者支援金等分国保事業費納付金につきましては、納付金の確定額に合わせまして補正減するものであります。

3款2項2目退職被保険者等後期高齢者支援金等分、補正額221万7,000円の減額であります。説明欄、退職被保険者等後期高齢者支援金等分国保事業費納付金につきましては、納付金の確定額に合わせて補正減するものであります。

70ページ、71ページをお開きください。3款3項1目介護納付金分、補正額4,615万3,000円の増額であります。説明欄、介護納付金分国保事業費納付金につきましては、納付金の確定額に合わせて補正増するものであります。

続きまして、歳入についてご説明いたしますので、64ページ、65ページにお戻りください。1款1項1目医療給付費分現年課税分、補正額120万円の減額であります。説明欄、医療給付費分現年課税分につきましては、今般の税率改定により保険税収納額が当初予算額よりも少なくなると見込まれるため補正減するものであります。2節後期高齢者支援金分現年課税分、補正額1億6,619万4,000円の減額であります。説明欄、後期高齢者支援金分現年課税分につきましても税率改定により保険税収納額が当初予算額よりも少なくなると見込まれるため補正減するものであります。3節介護納付金分現年課税分、補正額3,520万2,000円の減額であります。説明欄、介護納付金分現年課税分につきましても税率改定により保険税収納額が当初予算額よりも少なくなると見込まれるため補正減するものであります。

次に、2目1節医療給付費分現年課税分、補正額4万4,000円の減額であります。説明欄、医療給付費分現年課税分につきましても税率改定により保険税収納額が当初予算額よりも少なくなると

見込まれるため補正減するものであります。2節後期高齢者支援金分現年課税分、補正額55万円の減額であります。説明欄、後期高齢者支援金分現年課税分につきましても税率改定により保険税収納額が当初予算額よりも少なくなると見込まれるため補正減するものであります。3節介護納付金分現年課税分、補正額28万5,000円の減額であります。説明欄、介護納付金分現年課税分につきましても税率改定により保険税収納額が当初予算額よりも少なくなると見込まれるため補正減するものであります。

8款1項1目1節前年度繰越金、補正額1億8,291万6,000円の増額であります。説明欄、前年度繰越金につきましては、平成30年度の決算剰余金の一部を繰越金として計上するものでありまして、税率改定による国民健康保険税収入見込み額の減に伴い、その財源として補正増するものであります。

以上で栃木市国民健康保険特別会計補正予算の説明を終わります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○委員長（古沢ちい子君） 以上で当局の説明は終わりました。

お諮りいたします。本案については、歳入歳出を一括して審査いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（古沢ちい子君） ご異議なしと認め、そのように決定いたします。

ただいまから歳入歳出を一括した質疑に入ります。

なお、質疑に際しましては、一問一答の方法で、ページ数もお知らせ願います。

質疑はありませんか。

白石委員。

○委員（白石幹男君） 歳出歳入、これは同じというか、なのだろうけれども、納付金が減額になったということで、最終的には、確定額というのは幾らになるのですか。

○委員長（古沢ちい子君） 間中課長。

○保険医療課長（間中正幸君） 平成31年度の当期の確定額につきましては、総額で53億4,433万8,000円であります。

○委員長（古沢ちい子君） 白石委員。

○委員（白石幹男君） これは62ページの数字でよろしいのですよね、53億円。

○委員長（古沢ちい子君） 間中課長。

○保険医療課長（間中正幸君） 申しわけありません。各項目ごとに丸めた数字になりますので、予算総額としては、こちらの53億444万1,000円ということになります。

○委員長（古沢ちい子君） よろしいですか。

○委員（白石幹男君） はい。

○委員長（古沢ちい子君） ほかいかがでしょうか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（古沢ちい子君） ないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

ただいまから討論に入ります。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

○委員長（古沢ちい子君） 討論省略の声がありますが、討論を省略することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（古沢ちい子君） ご異議なしと認め、討論を省略することに決定いたしました。

ただいまから議案第51号を採決いたします。

本案は原案を可決すべきものとすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（古沢ちい子君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第51号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

◎議案第52号の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長（古沢ちい子君） 次に、日程第6、議案第52号 令和元年度栃木市介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（第1号）を議題といたします。

当局から説明を求めます。

なお、説明欄に記載されております金額については、読み上げを省略していただいて結構です。
首長課長。

○地域包括ケア推進課長（首長正博君） ただいまご上程いただきました議案第52号 令和元年度栃木市介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（第1号）についてご説明いたします。

補正予算書の11ページをお開き願います。元号を改める政令（平成31年政令第143号）の施行に伴い、施行日以降は「平成31年度栃木市介護保険特別会計（保険事業勘定）予算」の名称を「令和元年度栃木市介護保険特別会計（保険事業勘定）予算」とし、予算書における年度表記については、「平成31年度」を「令和元年度」と読みかえるものとし、平成32年度以降も同様とする。

令和元年度栃木市の介護保険特別会計（保険事業勘定）の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正につきましては、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ75万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ149億2,668万6,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表、歳入歳出予算補正によるというものでございます。

今回の補正予算は、令和元年度施行の介護保険制度の改正について、コンピューターシステムの

改修が必要になったことによるものと消費税率改定による保険料減に伴う財源内訳の変更であります。

それでは、歳出からご説明いたしますので、補正予算書の80、81ページをお開きください。1款1項1目一般管理費の補正額は75万5,000円を増額するものであります。説明欄の介護保険システム改修事業費につきましては、令和元年度施行の介護保険改正に伴う介護保険システム改修委託料であります。

82、83ページをお開きください。2款1項1目居宅介護サービス給付費につきましては、補正増減はありませんが、消費税率改定による保険料の減に伴う財源内訳の変更であります。

続きまして、歳入についてご説明いたしますので、78、79ページをお開き願います。1款1項1目第1号被保険者保険料は、消費税率改定に伴う国の制度改正による現年度分の特別徴収と普通徴収の保険料の減額であります。特別徴収と普通徴収は全体の比率で案分しております。

4款2項4目介護保険事業費補助金の補正額は37万7,000円を増額するもので、システム改修に対する国からの2分の1の補助金であります。

次の9款1項4目その他一般会計繰入金の補正額は37万8,000円の増額で、システム改修に対する一般会計からの事務費繰入金であります。

次の5目低所得者保険料軽減繰入金の補正額は1,070万1,000円の増額で、保険料軽減分を国、県、市で負担する軽減負担金であります。

以上をもちまして、令和元年度栃木市介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（第1号）の説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（古沢ちい子君） 以上で当局の説明は終わりました。

お諮りいたします。本案については、歳入歳出を一括して審査いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（古沢ちい子君） ご異議なしと認め、そのように決定いたします。

ただいまから歳入歳出を一括した質疑に入ります。

なお、質疑に際しましては、一問一答の方法で、ページ数もお知らせ願います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（古沢ちい子君） ないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

ただいまから討論に入ります。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

○委員長（古沢ちい子君） 討論省略の声がありますが、討論を省略することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（古沢ちい子君） ご異議なしと認め、討論を省略することに決定いたしました。

ただいまから議案第52号を採決いたします。

本案は原案を可決すべきものとするにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（古沢ちい子君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第52号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

ここで、執行部の皆さんは、ご退席していただいて結構です。大変にありがとうございました。

お疲れさまでした。

〔執行部退席〕

◎陳情第2号の上程、質疑、討論、採決

○委員長（古沢ちい子君） では引き続き、次に日程第7、陳情第2号 介護福祉職員処遇を当面4万円引き上げる助成制度の新設を求める意見書の提出を要請する陳情書を議題といたします。

初めに、請願・陳情文書表を書記に朗読させます。

新村書記。

〔書記朗読〕

○委員長（古沢ちい子君） これより審査に入ります。

なお、各委員のご発言の際には陳情の趣旨やその論点等について、さらには陳情に対する賛否などを自由にご討議いただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

それでは、ご意見等がございましたら、ご発言をお願いいたします。

浅野委員。

○委員（浅野貴之君） 陳情の提出者の方からもご説明がありましたように、介護の現場は大変厳しいということの中で介護制度を国民全体で考えなければいけないというような契機づけにもなりますし、本陳情の陳情の要旨を全面的に賛成、賛同すべきという立場から採択すべきと考えます。

○委員長（古沢ちい子君） ほかいかがでしょうか。

松本委員。

○委員（松本喜一君） 私も介護施設、いろいろ回ったり、介護士が非常に少ないと。今までやってきた人も腰を痛めて、どうしても介護できないという職員が増えてきている。いろいろ外国関係も、介護士を今、日本に導入するようにやっていますけれども、要はやはり日本人介護士を増やすためには賃金体制も上げなくては、これは第1段階だと思うのです。これからもいろいろ器具関係も補助金をいろいろ出してもらう段階もあるのでしょうかけれども、まず第1段階として、私はこの4万円は非常にいいことだと思いますので、よろしく願いしたいと思います。

○委員長（古沢ちい子君） 白石委員。

○委員（白石幹男君） 私もこの意見書、ぜひ提出すべきという立場で意見を述べさせていただきま
す。現実的に全国統計を見ても10万円差額があって、本当に施設のほうも募集しても集まらないと
いうような状況があって、実際のところ、定員まで預かれないというような施設もあるのですよね。
そういった点では、早急に最低でも4万円というのは、やるべきかなと思いますので、ぜひ国に意
見書を提出すべきと思います。

以上です。

○委員長（古沢ちい子君） 研究会を開きましたので、ぜひ全員の方にご発言いただければと思いま
すので、よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○委員長（古沢ちい子君） では、進めさせていただいてよろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○委員長（古沢ちい子君） ほかにご意見等がないようでありますので、ただいまから陳情第2号に
ついて採決させていただきたいと思います。

お諮りいたします。本陳情を採択すべきものとすることに賛成の委員の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

○委員長（古沢ちい子君） 起立全員でございます。

したがって、陳情第2号は採択すべきものと決定いたしました。

◎閉会の宣告

○委員長（古沢ちい子君） 以上で当常任委員会の審査は終了いたしました。

なお、審査報告書及び委員長報告の作成については、委員長及び副委員長にご一任願います。

これをもって民生常任委員会を閉会いたします。

ご苦勞さまでした。

（午前11時42分）